

当院における人員配置基準について

当院は厚生大臣が定める看護を行なっている医療機関です。下記人員配置基準により、看護・介護にあたらせていただいております。

療養病棟入院基本料 1 （療養入院 710 号 令和 6 年 7 月 1 日）

- ・ 1 北病棟

平均して、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師比率 20%以上と、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます。

精神病棟 15 対 1 入院基本料 （精神入院 2159 号 令和 2 年 4 月 1 日）

- ・ 2 北病棟・3 中病棟・1 南病棟・2 南病棟

平均して、入院患者様 15 人に対して 1 人以上の看護職員（看護比率 40%以上）と、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます。

精神療養病棟入院料 （精療 62 号 令和 7 年 7 月 1 日）

- ・ 3 中病棟

平均して、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師比率 20%以上と、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます。

認知症治療病棟入院料 1 （認治 39 号 令和 5 年 8 月 1 日）

- ・ 2 中病棟

平均して、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師比率 20%以上と、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます。